

40歳以上の被扶養者がいる被保険者各位

クボタ健康保険組合



## 被扶養者への特定健康診査（特定健診）受診勧奨の件

標題の件、5月頃に「特定健康診査受診券」を被保険者の皆様経由で、対象となる被扶養者へお渡しいただきましたが、まだ受診されていない方が多数おられます。つきましては、被扶養者への特定健診受診勧奨にご協力を賜り度、よろしくお願ひ申し上げます。

記

### 1. 協力依頼

特定健診は生活習慣病の予防・改善を目的として法律に定められた制度で、被扶養者の健診費用は全額クボタ健康保険組合が負担致します。大切なご家族の健康のため、年に一度の特定健診を受診されるように勧奨していただきますようお願い致します。

本年度も、未受診の方のご自宅へ受診勧奨ハガキを郵送致しましたのでご確認の上、ご不明な点はお問い合わせいただきますようお伝え下さい。

### 2. 受診可能期間

2018年3月31日まで

### 3. 対象者

2017年4月1日～2018年3月31日の間に40～74歳になる被扶養者

※上記期間中に75歳になる方は、誕生日を迎える前日までが対象です。

※上記期間中に資格を喪失される方は、喪失する前日までが対象です。

※受診券面の所属情報は2017年3月現在です。それ以降に上記対象の被扶養者の認定を受けたご家族がおられる方は、クボタ健康保険組合までご連絡下さい。

《下記の方は対象外となります》

- ①海外居住者
- ②妊娠婦
- ③長期入院者
- ④介護施設等施設入所者

### 4. その他

2017年度より新しい健診方法「出張型チドック」が加わりました。また、出張型チドックでは同時に無料でがん検診も受診できます。

被扶養者が特定健診を受診した場合、被保険者に健康クボタ21「クボタ健康マイレージ」の「特健ポイント」が付与されます。（任意継続者を除く）

※人間ドックや勤務先で健診を受診された方もこの対象となりますので、送付票(問診票)と健診結果(コピー)をご送付下さい。

### 5. 問い合わせ先

クボタ健康保険組合 保健事業グループ 渡邊・木寺 (内線7-61-3616、外線06-6648-3616)

以上

